



公民連携による適切な開発事業の確保に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と豊田商工会議所（以下「乙」という。）は、豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（平成29年条例第2号。以下「手続条例」という。）その他開発事業に係る法令（以下「手続条例等」という。）を遵守した適切な開発事業の確保を図るための相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、公民連携により適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全・安心で快適なまちづくりを実現することを目的とする。

（協定締結団体）

第2条 本協定を締結する団体は、別表に掲げるとおりとする。

（連携及び協力）

第3条 甲及び乙は、適切な開発事業を確保するため、次に掲げる連携及び協力を図るものとする。

- （1）違反開発事業等（手続条例第6条各号に掲げる行為若しくはこれに類する行為であって、手続条例等に違反するもの又は適法に行われているが将来違反する可能性が高いと認められるものをいう。以下同じ。）の監視及び情報共有に関すること。
- （2）違反開発事業等の未然防止及び拡大抑制のための意見交換に関すること。
- （3）公民連携開発事業パトロールに関すること。
- （4）その他適切な開発事業の推進に関すること。

（監視及び情報共有）

第4条 甲は、法令の範囲内において、違反開発事業等に対する指導及び監視等の対応状況を乙に報告するものとする。

2 乙は、次に掲げる違反開発事業等の情報を甲に提供するものとし、甲は、当該情報を適切な開発事業の確保のために活用するものとする。

- （1）手続条例等の規定により掲示が義務付けられている標識（以下「標識」という。）が未掲示の現場
- （2）標識の掲示内容と異なる内容の開発事業を行っている現場
- （3）その他手続条例等に違反する疑いがある現場

（意見交換）

第5条 甲及び乙は、適切な開発事業を確保するため、意見交換を行うものとする。

2 甲は、手続条例の運用状況及び関係法令等の制定、改正等の情報を乙に提供するものとする。

3 第1項の規定による意見交換は年1回程度実施するものとし、その方法の詳細は甲及び乙が協議して定めるものとする。



(協議会の設置)

第6条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、豊田市開発事業対策協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

- 2 協議会は、定期的を開催するものとする。
- 3 協議会は、開発事業に関する情報共有を図るとともに、適切な開発事業を推進するための取組を行うものとする。
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(費用負担)

第7条 この協定による取組に要する費用の負担については、甲及び乙の自弁とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、本協定はさらに1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第9条 本協定の内容について変更の必要性が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して変更することができる。

(協定外の事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月 8日

甲 豊田市西町三丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市長 太田稔彦



乙 豊田市小坂本町一丁目25番地
豊田商工会議所

会頭 三宅英臣



協定締結団体一覧表

(令和3年10月8日現在)

協定締結団体
愛知県行政書士会豊田支部
愛知県土地家屋調査士会豊田支部
一般社団法人愛知県測量設計業協会
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部
公益社団法人愛知建築士会
公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
豊田市区長会
豊田商工会議所
豊田森林組合